

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障経費充当内訳書 （令和5年度当初予算分）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度南関町一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）に係る社会保障施策に要する経費への充当内訳を報告します。

1. 市町村交付金（社会保障財源化分） 108,000千円

2. 社会保障施策に要する経費

単位：千円

事業名	予算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉事業	733,317	402,124	0	16	43,000	288,177
高齢者福祉事業	579,827	56,834	0	31,397	34,000	457,596
児童福祉事業	510,302	366,022	8,000	11,254	31,000	94,026
合 計	1,823,446	824,980	8,000	42,667	108,000	839,799